

# 東京水道(株) 一般事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づき、社員が健康で仕事と子育てを両立させ、職場においてその能力を十分に発揮できる働きやすい環境創りと、全職場を挙げてこれを支援することを目的として、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和元年12月1日から令和6年11月30日までの5年間

## 2. 内 容

**目標1： 正社員については、計画期間内に有給取得日数を一人当たり平均年間12日（取得率60%）以上とする。**

### 《対策》

- 令和元年度～
- 年次有給休暇の取得状況について実態を把握する。
  - 部又は課(グループ)ごとに年間の「有給休暇取得計画表」を作成し、計画的な有給休暇の取得を周知させる。
  - 正社員以外についても、計画的な有給休暇の取得を推進する。
  - 計画的取得に向けて実施状況の報告を行い、取得を促進する。

**目標2： 職場ごとに、計画的に所定外労働時間を縮減するため、残業なしDAYを設定し実施する。**

### 《対策》

- 令和元年度～
- 所定外労働の実態把握をする。
  - 適切な残業管理を行うため、部又は課(グループ)ごとに「残業なしDAY設定一覧表」を作成し、定時退社を推進する。
  - 管理職へ毎月、所定時間外労働時間を一覧表にして通知することにより、部下の所定外労働時間を把握し、管理するように、管理職の注意を喚起する。
  - 管理職及び社員への周知

**目標3： 育児休業制度について周知し、社員の認識と職場の理解を深め、計画期間内に女性社員の育児休業取得率を90%以上にする。  
また、男性社員の育児への積極的な参加を促すための取り組みを推進する。**

### 《対策》

- 令和元年度～
- 出産予定の女性社員に対し、所属長同席で妊娠中から産前産後休暇・育児休業および職場復帰までについて、手続き・制度等の説明会を実施する。
  - 出産休暇取得の奨励
  - 子が生まれた男性社員に対し、育児支援制度の案内をする。

以上